

第 四 編

令和 5 年 4 月 23 日 執行の
参議院大分県選出議員補欠
選挙における管理執行事務

1 選挙管理委員

委員長 一木俊廣

委員 阿部良秀

〃 秦 喜美恵

〃 角山光邦

2 事務分掌表

事務の区分		主任	副主任
総括		曾根田書記長 木部振興監	
法令解釈、企画、指導に関すること 投・開票速報に関すること 市町村執行経費に関すること 選挙運動費用収支報告書に関すること		後藤主幹	木付主査 安達主査
立候補届出に関すること 選挙会に関すること 選挙公営に関すること 期日前投票、不在者投票に関すること 立候補届出関係各種用紙、公営物資等の作成に関すること 予算に関すること		板井主査	後藤主幹 安達主査
選挙の管理執行手続きに関すること 選挙運動、政治活動に関すること 投票用紙・物資の作成・配付に関すること		加藤主事	後藤主幹 木付主査
投・開票速報に関すること 選挙人名簿に関すること 議案・告示に関すること 各種報告に関すること 選挙の記録に関すること		東主事	選挙班
庶務、人事、経理に関すること		企画管理班	後藤主幹
期日前投票所のとりまとめに関すること 氏名等掲示に関すること 投票用紙の警送に関すること 候補者等配付物資の作成に関すること 候補者等の点字名簿、選挙公報に係る点字・音声CDの作成に関すること 選挙公報に関すること		行政班	後藤主幹 木付主査 安達主査 板井主査 東主事
政見放送に関すること		財政班	木付主査 加藤主事
速報本部の設備に係る各課との調整及び借上契約等に関すること ホームページ管理に関すること		税政班	木付主査 東主事
選挙啓発	企画に関すること	東主事	後藤主幹
	「標語」「企業等への協力依頼」に関すること	行政班	後藤主幹 東主事
	「広告塔」「立看板」「ポスター」「チラシ」「パネル」「広報車」に関すること	財政班	東主事
	「街頭啓発」「啓発物品」「横断幕」「SNS発信」に関すること	税政班	東主事

3 参議院大分県選出議員補欠選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
1 立候補予定者等説明会					
<日時> 3月15日 (水) 14:30～ <場所> 県庁舎新館14階 大会議室	(出席者) 【経営管理企画センター】	(出席者) 報道部長	(出席者) 報道部長	(出席者) ニュース情報センター 副部長	■ 県選管が資料作成及び説明を行い、質疑は内容に応じて県選管と各放送局が答える ■ 政見放送関連は15:45頃～(15:30頃から待機をお願いします)
2 政見放送の申込みの受付に関する事項					
(1) 告示前の申込みの受付日時、場所等	・期日/3月30日～4月5日(但し4月1日及び2日を除く) (また4月4日は午後のみ) ・時間/10:00～16:00 ・場所/大分市高砂町2-36 NHK大分放送局	・期日/3月28日～4月5日(但し4月1日及び2日を除く) ・時間/10:00～16:00 ・場所/大分市津留留3-1-1 OBS報道部	・期日/3月29日～4月5日(但し4月1日及び2日を除く) ・時間/10:00～16:00 ・場所/大分市春日浦843-25 TOS報道部	・期日/3月27日～4月5日(但し4月1日及び2日を除く) ・時間/10:00～16:00 ・場所/大分市新川西2-7-1	■ 政見放送の申込みがあったとき、放送局はその日の分を電話で県選管に連絡し、最終的に文書で連絡する(党派、氏名、手話通訳の要否、録音・録画の日時、通称使用の有無) ■ 告示前申込み(実規5②) ■ 受付時間(実規5③)/放送局がそれぞれ定める時間内 ■ 申込みの場所(実規5④)/NHKは指定する放送局、OBS、TOS、OABは放送局
(2) 告示日の申込みの受付時間、場所	4月6日(木) 8:30～17:00 ・場所/県庁新館14階 大会議室	4月6日(木) 8:30～17:00 ・場所/県庁新館14階 大会議室	4月6日(木) 8:30～17:00 ・場所/県庁新館14階 大会議室	4月6日(木) 8:30～17:00 ・場所/県庁新館14階 大会議室	■ 申込み期限/告示のあった日(実規5④) ■ 申込み時間/8:30～17:00(実規5⑤) ■ 場所/指定する場所(実規5③)
(3) 告示前の申込みにおける留意点(提出書類等)	1 政見放送申込書(通称使用申請をするときは、その通称を記載)(留意事項2_4(1)) 2 供託証明書(提示のみ)(実規5⑦) 3 所属党派証明書(提示のみ)(実規5⑦) 4 経歴書(提出期限・・・政見放送申込期日まで) 5 写真3枚(たて4cm×よこ3cm、カラー)・・・NHKのみ(留意事項4_(6)) 6 候補者(立候補予定者)の印鑑 ※提示された書類を確認のうえ、複写又は証明書番号等を記載して保管すること。 ※通称を使用する場合は、通称使用申請を必ず行う旨の確約書を提出すること。				■ 字添により候補者を紹介する政党については、その候補者の氏名等を添付書類に記載させ、確約書により確認すること。
(4) 申込み期限経過後の通知	・政見放送申込期限終了後、直ちに決定した放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者を県選管に通知				■ 放送予定の日時の通知(留意事項2_4(2)) 放送局 → 県選管
3 政見の持込みに関する事項					
(1) 政見の持込み受付時間、場所	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	■ できる限り政見放送申込みと同時に(留意事項4_1(4))
(2) 持込み要件の確認方法	想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選挙管理委員会に連絡し確認を受ける	想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選挙管理委員会に連絡し確認を受ける	想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選挙管理委員会に連絡し確認を受ける	想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選挙管理委員会に連絡し確認を受ける	■ 想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選挙管理委員会に連絡し確認を受ける
(3) 政見の技術的基準	XDカム	XDカム	XDカム	XDカム	■ 技術基準は実施放送局が定める。
(4) 技術的基準を満たすものであるかの確認方法	政党の政見放送担当責任者と制作プロダクション担当者立会いのもとで確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	■ 技術的な審査を行ったうえで、認められないものは基準を示して再提出を求める。
4 政見の録音または録画の実施に関する事項					
(1) 録音または録画の日時、場所	詳細別紙 (資料5 7ページ「政見放送収録日程」)				
(2) 政見放送収録日時の確認方法	・「政見放送録画(録音)日時決定票」を申込み受付時に候補者に交付 ・「政見放送収録日時等確認書」により候補者、放送局、県選管で確認	「政見放送収録日時等確認書」により候補者、放送局、県選管で確認	「政見放送収録日時等確認書」により候補者、放送局、県選管で確認	「政見放送収録日時等確認書」により候補者、放送局、県選管で確認	
(3) 録音、録画の時間等					
①候補者1人当たりに要する総時間	1～2時間	1～1.5時間	1～1.5時間	1～1.5時間	■ 総時間…打ち合わせ、化粧及びリハーサル等を含む総時間数 ■ 取扱要領では90分
②候補者との打ち合わせ事項	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	
③化粧	原則として行う	原則として行う	原則として行う	原則として行う	■ 原則行う(候補者が希望しない場合は不要)
④リハーサル	1回	1回	1回	1回	■ 原則1回行う
⑤本番	2回	1回	1回	1回	■ 原則1回行う(撮り直しは行わない)
(4) 録音、録画をテレビ、ラジオ別にするかどうか	同時	同時			
(5) 放送中の氏名等の表示方法及び表示事項	・表示事項 大分県選挙区 党派名 氏名又は通称 ・規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色…白	・表示事項 大分県選挙区 党派名 氏名又は通称 ・規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色…白	・表示事項 大分県選挙区 党派名 氏名又は通称 ・規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色…白	・表示事項 大分県選挙区 党派名 氏名又は通称 ・規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色…白	(注) NHKが録画したものを使用する場合に備え、候補者間で政見放送の印象が大きく異なることがないように、バックパネル、ネームプレート、テーブルクロス等について、録画に際してNHKと色彩の統一をできる限り図る。(留意事項3_2(7))
(6) 録画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、照明、背景、装飾等	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2.5m ・テーブルクロス グレー ・背景 ページュ ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2～3m ・テーブルクロス ページュ ・背景 グレー ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2～3m ・テーブルクロス 模様あり ・背景 グレー ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2.5m ・テーブルクロス なし ・背景 白 ・装飾 なし	
(7) 手話通訳を付した政見放送	可	可	可	可	■ 候補者が自ら選定した手話通訳士1人による手話通訳を付した政見を録画(実規8⑦)

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
5 NHKにおいて録音又は録画した物を使用して基幹放送事業者の政見放送を行う場合の手順					
(1) NHK・基幹放送事業者・選挙管理委員会三者での情報共有の方法	【NHK⇒選挙管理委員会】 ・選挙管理委員会に申込があった旨連絡(様式任意) ・候補者等から提出された政見放送申込書の写しを添付 【選挙管理委員会⇒NHK】 ・別冊①「報告文書等の例」による	【OBS,TOS,OAB⇒選挙管理委員会】 ・別冊①「報告文書等の例」による ・候補者等から提出された政見放送申込書の写しを添付	【OBS,TOS,OAB⇒選挙管理委員会】 ・別冊①「報告文書等の例」による ・候補者等から提出された政見放送申込書の写しを添付	【OBS,TOS,OAB⇒選挙管理委員会】 ・別冊①「報告文書等の例」による ・候補者等から提出された政見放送申込書の写しを添付	■ 候補者等からNHK及び基幹放送事業者に「NHKにおいて録音録画した物を使用して民放での政見放送を行う」旨の申込があった場合、当該基幹放送事業者における政見放送ではNHKで収録した政見を使用する(実規11⑦) ■ 候補者等からNHKにおいて録音又は録画した物を使用して政見放送を行うよう申込を受けた基幹放送事業者は、選挙管理委員会にその旨報告を行う。(留意事項3_4(7))
(2) NHKが録音又は録画した物の受け取り方法等	別冊①「参院選 NHK収録素材の民放渡しについて」のフローによる	別冊①「参院選 NHK収録素材の民放渡しについて」のフローによる	別冊①「参院選 NHK収録素材の民放渡しについて」のフローによる	別冊①「参院選 NHK収録素材の民放渡しについて」のフローによる	
6 経歴放送(経歴の紹介)に関する事項					
(1) 経歴放送の方法、放送中の氏名等の表示方法及び表示事項(テレビ)	【単独経歴放送】 ・放送順序/政見放送と同順序 ・写真使用/あり 【政見放送時経歴放送】 ・表示方法/ノルマル ・表示事項/選挙区名、党派名、氏名、ふりがな ・放送方法/経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無/あり	【政見放送時経歴放送】 ・表示方法/テロップ ・表示事項/党派名、氏名、ふりがな ・放送方法/経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無/なし	【政見放送時経歴放送】 ・表示方法/テロップ ・表示事項/党派名、氏名、ふりがな ・放送方法/経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無/なし	【政見放送時経歴放送】 ・表示方法/テロップ ・表示事項/党派名、氏名、ふりがな ・放送方法/経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無/なし	【単独経歴放送】(NHKのみ) ■ 氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を放送する(法151④) 【政見放送時経歴放送】 ■ 氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を放送(令111の9) ■ 経歴書に基づき政見放送を行う直前にする(実規4④) ■ 1回につき、30秒以内(実規4②)
(2) ラジオ放送による経歴紹介の方法等	候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス	候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス			取扱いについての定めはないが、次のように取扱うこととされている。(留意事項5(2)) ■ 経歴書の提出等については、実規6に準ずる ■ 1回につき30秒以内
(3) 政見放送を行わない候補者の場合 ①テレビの場合の経歴放送 ②ラジオの場合の経歴の紹介	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	■ 各候補者の経歴放送及び政見放送が終了した直後に行う(実規4④(但書(テレビ)))
7 放送予定の日時の決定に関する事項					
(1) 放送の日時(時間帯)及び一括放送するかどうか	【政見放送】 ・テレビ(未定) ・ラジオ(未定) 【経歴放送】 ・テレビ(未定) ・ラジオ(未定)	【政見放送】 ・テレビ(未定) ・ラジオ(未定) 【経歴放送】 ・テレビ(未定) ・ラジオ(未定)	【政見放送】 ・テレビ(未定)	【政見放送】 ・4月18日(火) 13:54~14:19 ※14:24まで押さえ	■ 各放送局はあらかじめ政見放送の予定の日時を定めて、選挙に通知する。(実規12①) ■ 選挙期日の2日前までに放送終了(実規12②) ■ 候補者の放送日時(順番)の決定のくじの実施(実規14①) ■ 各候補者の放送日(順番)が決定したら直ちに放送局に通知する。(実規14③)
8 放送に関する事項					
(1) 録音又は録画の終了後、当該候補者の所属党派に変更があった場合の措置	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	
(2) 放送時間の余りの時間の利用	・テレビ/フィラー ・ラジオ/音楽等	・テレビ/PRフィルム又は選挙啓発の告知 ・ラジオ/選挙啓発の告知	・テレビ/PRフィルム又は選挙啓発の告知	・テレビ/PRフィルム又は選挙啓発の告知	■ 投票日の周知、選挙啓発等(留意事項8_3) ■ 期日前投票の周知
(3) 放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合	※1参照				※1参照(実規15)
9 その他					
(1) 死亡、立候補の辞退とみなされる場合の処置	原則としてカット	原則としてカット	原則としてカット	原則としてカット	■ 選挙長告示に基づき、直ちに放送局に通知する。 (1) 法86条13項の規定による選挙長の告示のあった日以後は、その者に係る政見放送及び経歴放送は行わない。(実規17④)
(2) 補充立候補者の取扱い	県選管と協議	県選管と協議	県選管と協議	県選管と協議	(2) 各放送局と県選管が協議して定めるところにより、政見放送及び経歴放送を行うことができる。(実規16)
(3) モニターの設置	技術モニター あり	技術モニター あり	技術モニター あり	技術モニター あり	
(4) 放送後の措置	録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。	録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。	録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。	録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。	(4) 放送局は選挙期日後、録音・録画したものを選管に送致しなければならない。(実規18)
(5) 候補者が予定数を上回った場合の時間帯	候補者数によるが基本は同時時間帯で放送	同枠で処理	同枠で処理	同枠で処理	

※1 「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

ア 再放送する場合

・政見放送及び経歴放送実施規程第15条(抄)

候補者届出政党の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者届出政党の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は基幹放送事業者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらかじめ当該候補者届出政党の政見放送を行うことができる。

・趣旨: 放送設備の事故により特定の候補者届出政党が不利益を受けた場合の救済

・「放送設備の事故」: 機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等

・処置: 事態が起った時点で放送局と県選管とで協議

イ 中止する場合

・公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となった場合においては、これに代わるべき政見放送又は経歴放送は行わない。

(別紙)

参議院大分県選出議員補欠選挙 政見放送収録日程

収録日	放送局	9:00 ～ 9:30	9:30 ～ 10:00	10:00 ～ 10:30	10:30 ～ 11:00	11:00 ～ 11:30	11:30 ～ 12:00	13:00 ～ 13:30	13:30 ～ 14:00	14:00 ～ 14:30	14:30 ～ 15:00	15:00 ～ 15:30	15:30 ～ 16:00	16:00 ～ 16:30	16:30 ～ 17:00
3月27日 (月)	NHK														
	OBS														
	TOS														
	OAB			○	○	○			○	○	○	○			
3月28日 (火)	NHK														
	OBS									○	○	○	○		
	TOS														
	OAB			○	○	○			○	○	○	○			
3月29日 (水)	NHK														
	OBS			○	○	○	○	○	○	○	○				
	TOS		○	○	○	○	○								
	OAB			○	○	○					○	○	○		
3月30日 (木)	NHK														
	OBS									○	○	○	○		
	TOS		○	○	○	○	○								
	OAB			○	○	○			○	○	○	○			
3月31日 (金)	NHK														
	OBS														
	TOS		○	○	○	○	○								
	OAB														
4月1日 (土)	NHK														
	OBS														
	TOS														
	OAB														
4月2日 (日)	NHK														
	OBS														
	TOS														
	OAB														
4月3日 (月)	NHK			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	OBS							○	○	○	○	○	○		
	TOS														
	OAB			○	○	○			○	○	○	○			
4月4日 (火)	NHK							○	○	○	○	○	○		
	OBS														
	TOS		○	○	○	○	○								
	OAB			○	○	○			○	○	○	○			
4月5日 (水)	NHK			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	OBS														
	TOS		○	○	○	○	○								
	OAB			○	○	○					○	○	○		

4 投票及び開票の速報事務

参議院大分県選出議員補欠選挙並びに市長選挙及び市町村議会議員選挙速報本部体制

令和5年4月23日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙並びに市長選挙及び市町村議会議員選挙における投・開票速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に参議院大分県選出議員補欠選挙等速報本部を設け、その組織等を次のとおり定める。

総括責任者 曾根田 英雄
総括責任者補佐 後 藤 亮

1. 受信係

- (1) 市町村からファクシミリにより送信される速報用紙の受信にあたる。
- (2) 速報用紙を確認したら、速報内容に応じて次の担当係に回付する。
- (3) 定時を過ぎても速報が届かない場合は、市町村に電話を入れ、状況の確認を行う。

2. 検算係

- (1) 受信係等から回付された速報用紙の検算等を行い、電算係へ回付する。
- (2) 内容に不明な点がある場合は、調整係と相談する。

3. 電算係

- (1) 検算係から回付された速報用紙を集計し、速報用紙と集計結果をパソコンの画面上で照合する。
- (2) 集計結果データを印刷及びUSBに保存し、調整係に回付する。

4. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 速報作業の進捗状況の把握及び速報本部内の調整を行う。
- (3) 集計結果の最終チェックを行い、総括責任者の確認を受けた後、総務省への報告及び報道機関への発表をメール・HP係へ指示する。

5. 個票係

- (1) 受信係から回付された速報用紙を複写し、内容に応じて次の担当係に回付する。併せてスキャンし、そのPDFデータを非公式のものとして報道機関へメール送信する。

6. メール・HP係

- (1) 速報を以下にメール送信する。
 - ①報道機関
 - ②市町村振興課及び振興局
 - ③総務省
- (2) 中間投票状況をHPに掲載する。

7. 市町村振興課対応係

- (1) 市町村振興課内に待機し、外部からの速報数値等の照会に対し回答する。

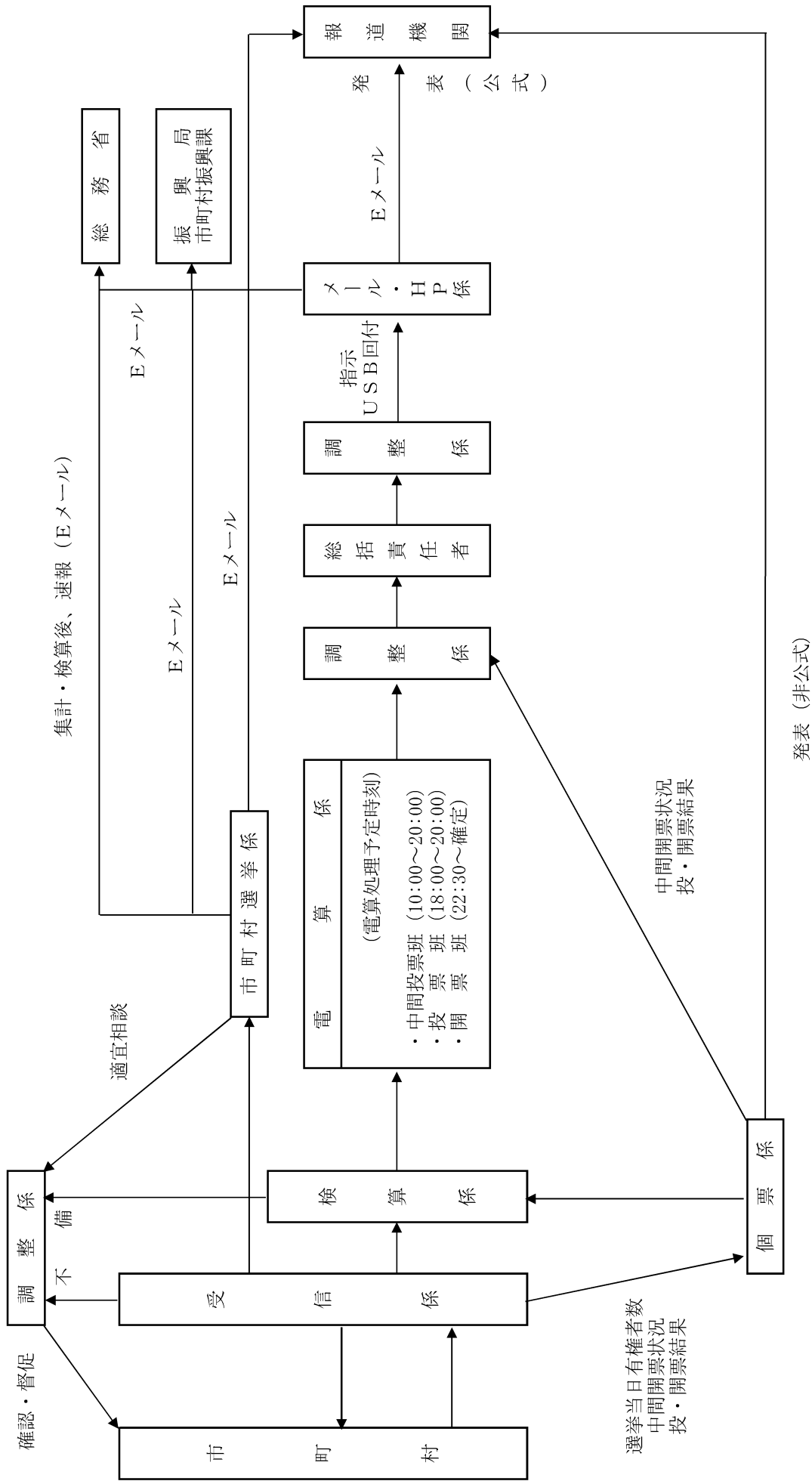
8. 庶務係

- (1) 本部の庶務に従事する。

9. 市町村選挙係

- (1) 受信係から回付された市町村選挙の速報用紙をスキャンし、そのPDFデータを報道機関へメール送信する。
- (2) また、速報用紙の検算、集計を行い、総務省に報告する。内容に不明な点がある場合には調整係と相談する。

速報本部体制図



R5 参議院大分県選出議員補欠選挙等 速報本部事務分担表

総括責任者 曾根田 英雄
 総括責任者補佐 後 藤 亮

投票日午前8時30分から午後8時まで

係 名	人数	係 員
受 信 係	2	鈴木 朋子 雨川 恵子
検 算 係	2	◎宇野 恵里花 時松 玲子
電 算 係 (中間 投票)	2	◎富高 敦史 古田 恵子
調 整 係	2	◎後藤 亮 木付 浩介
メー ル ・ H P 係	1	◎東 大貴
庶 務 係	-	鈴木 朋子 雨川 恵子 古田 恵子 時松 玲子
市 町 村 振 興 課 対 応 係	2	◎木部 哲行 安達 忠男
合 計	11	

※◎は各係の責任者

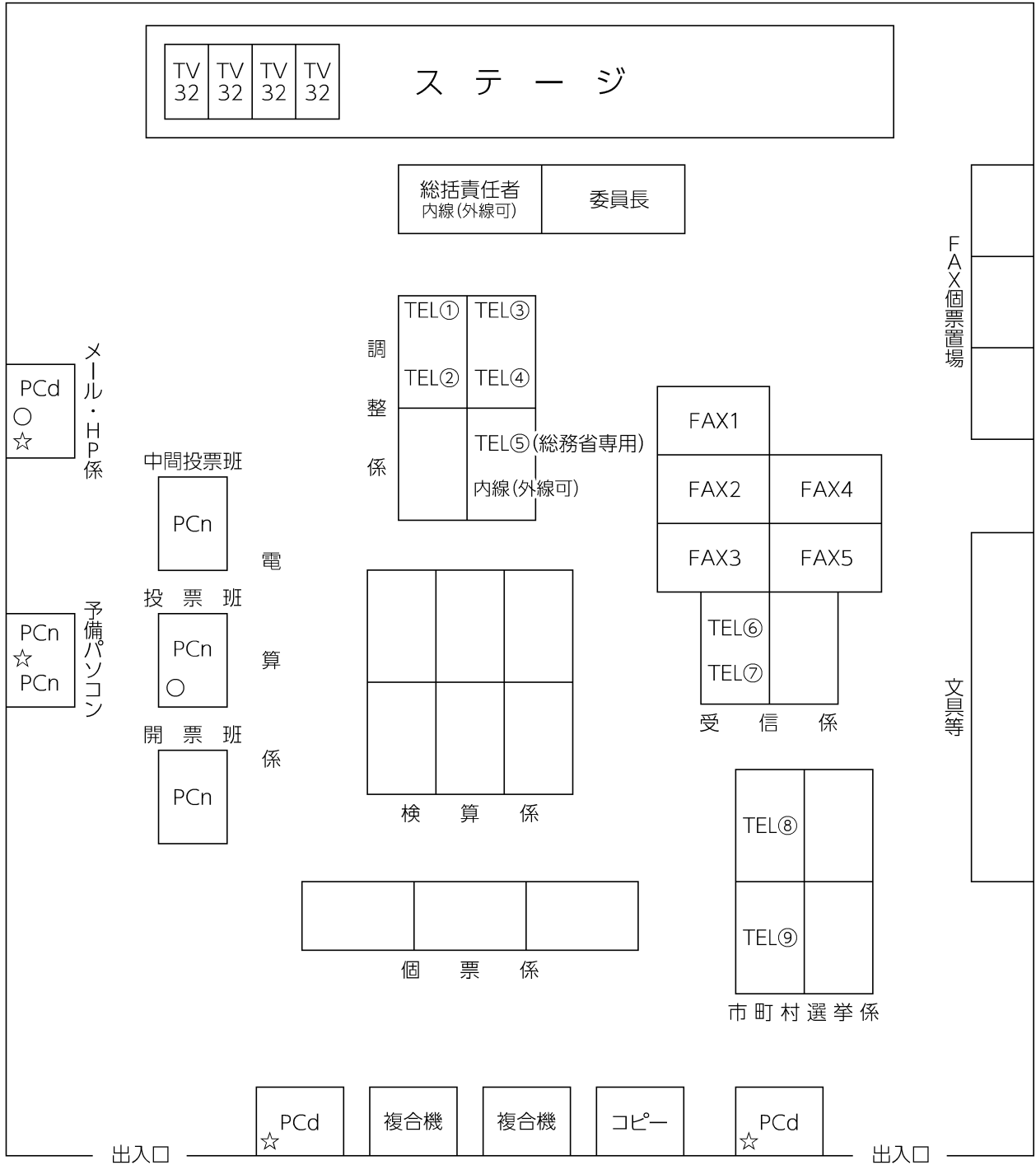
昼 夜	6
昼 の み	6
夜 の み	19
合 計	31

投票日午後7時から

係 名	人数	係 員
受 信 係	2	◎上田 慎司 加藤 雅也
検 算 係	4	◎松垣 安城 佐甲 美奈 高橋 正輝 三宮 夕月
電 算 係		
投 票 班	2	◎笠置 美和子 松下 和寛
開 票 班	2	◎朝久野 佑介 伊藤 優汰
個 票 係	3	◎梅木 慎太郎 田中 伸明 栗林 直矢
調 整 係	4	◎後藤 亮 木付 浩介 安達 忠男 東 大貴
メー ル ・ H P 係	1	◎【野上 滉平】
市 町 村 選 挙 係	4	◎伊賀上 和樹 佐藤 秀俊 【高橋 祐】 【清家 卓】
市 町 村 振 興 課 対 応 係	2	◎木部 哲行 足立 晃一
合 計	24	

※【】は他所属からの応援職員

速報本部配置図



- | | | | | | |
|--------------|----|------------------|----|------------|----|
| FAX : ファクシミリ | 5台 | TV : テレビ | 4台 | コピー : 複写機 | 1台 |
| TEL : 直通電話 | 9台 | PCn : ノート型パソコン | 5台 | 複合機 : スキャン | 2台 |
| 内線 : 内線電話 | 2台 | PCd : デスクトップパソコン | 3台 | | |
| ○ : プリンター | 2台 | ☆ : 照明 | 4台 | | |

〈ファクシミリの内訳〉

- | | |
|-------|--------------|
| FAX 1 | } 代表番号による受信用 |
| FAX 5 | |

〈TELの内訳〉

- | | |
|--------|------------|
| TEL①～④ | 代表番号による連絡用 |
| TEL⑤ | 総務省専用 |
| TEL⑥～⑦ | 受信係の連絡用 |
| TEL⑧～⑨ | 市町村選挙係の連絡用 |

令和5年4月23日執行 参議院大分県選出議員補欠選挙
市町村選挙管理委員会から大分県選挙管理委員会への速報実施要領 (報告一覧表)

項目	報告月日	時刻	方法	FAX様式	県→マスコミへの発表時刻	留意点
選挙時登録の 選挙人名簿登録者数	4月5日(水)	13:00まで	FAX	別途通知	15:30	国内分及び在外分
期日前投票者状況	①4月17日(月) ②4月22日(土) ③4月23日(日)	9:30まで 9:30まで 9:30まで	FAX FAX FAX	1-1表 1-2表 1-3表	11:15 11:15 11:15	4月16日までの総計 4月21日までの総計 4月22日までの総計 (期日前投票者数の確定)
選挙当日有権者概数	4月22日(土)	13:00まで	FAX	2表	15:30	
中間投票状況 (選定投票所分を集計)	4月23日(日)	① [10:00現在時] ② [11:00現在時] ③ [12:00現在時] ④ [14:00現在時] ⑤ [16:00現在時] ⑥ [18:00現在時] ⑦ [20:00現在時]	FAX *「〇〇:〇〇現在時」の 10分前には必ず送信	3表	①10:20 ②11:20 ③12:20 ④14:20 ⑤16:20 ⑥18:20 ⑦20:20	投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、各時刻に必ず報告し、「⑦20:00現在時」にのみ、当該選定投票所分の期日前投票者数及び不在者投票者数を算入(対象投票区の期日前投票者数及び不在者投票者数をあらかじめ抽出しておくこと。)
選挙当日有権者数	〃	集計後直ちに 遅くとも21時40分まで	FAX	4表	22:30頃	概数報告時より数値の異動がある 場合、4表をFAX
投票結果	〃	集計後直ちに 遅くとも21時40分まで	FAX	5表	22:30頃	
中間開票状況	〃	「22:30現在時」を 1回目とし確定する まで30分ごと	FAX *「〇〇:〇〇現在時」の 5分前には必ず送信	6表	22:50から 30分ごと	「中間」に○印を付す
開票確定	〃	確定後直ちに	FAX	6表	総括責任者確認 後直ちに	「確定」に○印を付す

速報報告の留意点

●投票結果

集計トラブル等により、21：40までに正確な報告ができない場合は、まずTELで県選管・後藤に報告し、とりあえず判明している数字を速報用紙に書いて、余白に「概数」と大きく書いて、必ず21：40までにFAX送信すること。投票結果確定後は、FAXで速やかに報告するとともに速報本部調整係（後藤、木付、安達、東のいずれか）に電話連絡すること。

●報告後の訂正

県に報告した後に、数値の誤りに気が付いた場合は、即、TELで速報本部調整係に報告し、訂正のFAX送信（訂正箇所を見え消し訂正し、余白に「訂正」と大きく書く）を行い、県選管の点検を受け、県選管から点検OKのTELを受けるまで待機すること。

●按分がある場合のFAX

- ・按分による小数点以下は、小数第4位を切り捨て、小数第3位までの数字となる。
- ・手書きする際、3桁の区分を示す「,」（カンマ）と小数点を示す「.」（ピリオド）を明確に書くこと。
- ・また、開票所で、報道機関等に「紙」発表する場合も、3桁の区分を示す「,」（カンマ）と小数点を示す「.」（ピリオド）を明確に書くこと。

○市町村選管の報道機関等発表について

報道機関等に対する発表は、県選管への報告後に行うこと。

○開票終了後の待機について

開票が終了し、確定のFAX報告の後、1時間は待機すること。但し、選管職員と速報担当者は、その後も至急の連絡がとれるようにすること。

1-3表

参议院大分県選出議員補欠選挙 期日前投票者状況速報用紙

市町村名 **令和5年 4月22日 現在** (確定)

市	発信時刻	発信担当	点検担当	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
町	時	分		時	分		
村							

区	登録者数 (5.4.5現在)	(A)	期日前投票者数 (5.4.22現在)			(B)	期日前投票率 (B)/(A)×100	
分	男	女	計	男	女	計	%	%
選挙区								

- (注) 1. 「登録者数」は、4月5日の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数(国内)及び在外選挙人名簿登録者数を合算した数。
 2. 「期日前投票者数」は、在外選挙人の帰国して行った期日前投票者数を含むものであること(在外の領事館投票、郵便投票、帰国しての不在者投票は含まない。)
 3. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

2表 参议院大分県選出議員補欠選挙 選挙当日有権者概数速報用紙

市町村名	市町村 一 速報本簿													
市	発信時刻	発信担当	点検担当	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当							
町	時	分		時	分									
村														
国内	選挙人名簿登録者数 (5.4.5現在)	(A)	市町村選挙区での選挙時登録者数	(B)	市町村選挙区での有権者数	(C)	市町村選挙区での投票者数	(D)	市町村選挙区での投票率	(E)	選挙当日有権者概数	(F)	(G)=(A)+(B)+(C)+(D)-(E)-(F)	
在外	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女

- (注) 1. 「選挙人名簿登録者数」は、令和5年4月5日現在の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数(国内)及び在外選挙人名簿登録者数を合算した数。
 2. 「期日前投票者数」は、在外選挙人の帰国して行った期日前投票者数を含むものであること(在外の領事館投票、郵便投票、帰国しての不在者投票は含まない。)
 3. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 4. 「選挙当日有権者概数」は、令和5年4月5日現在の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数(国内)及び在外選挙人名簿登録者数を合算した数。
 5. 「選挙当日有権者概数」は、令和5年4月5日現在の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数(国内)及び在外選挙人名簿登録者数を合算した数。
 6. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 7. 確定投票率(市)は3投票所の平均、町は1投票所の平均、村は1投票所の平均に基づいて算出される。その算出方法は、以下の通りである。
 ① 投票率(%) = (投票者数 / 有権者概数) × 100
 ② 投票率(%) = (投票者数 / 有権者概数) × 100

1-1表

参议院大分県選出議員補欠選挙 期日前投票者状況速報用紙

市町村名 **令和5年 4月16日 現在**

市	発信時刻	発信担当	点検担当	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
町	時	分		時	分		
村							

区	登録者数 (5.4.16現在)	(A)	期日前投票者数 (5.4.16現在)			(B)	期日前投票率 (B)/(A)×100	
分	男	女	計	男	女	計	%	%
選挙区								

- (注) 1. 「登録者数」は、4月5日の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数(国内)及び在外選挙人名簿登録者数を合算した数。
 2. 「期日前投票者数」は、在外選挙人の帰国して行った期日前投票者数を含むものであること(在外の領事館投票、郵便投票、帰国しての不在者投票は含まない。)
 3. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

1-2表

参议院大分県選出議員補欠選挙 期日前投票者状況速報用紙

市町村名 **令和5年 4月21日 現在**

市	発信時刻	発信担当	点検担当	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
町	時	分		時	分		
村							

区	登録者数 (5.4.5現在)	(A)	期日前投票者数 (5.4.21現在)			(B)	期日前投票率 (B)/(A)×100	
分	男	女	計	男	女	計	%	%
選挙区								

- (注) 1. 「登録者数」は、4月5日の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数(国内)及び在外選挙人名簿登録者数を合算した数。
 2. 「期日前投票者数」は、在外選挙人の帰国して行った期日前投票者数を含むものであること(在外の領事館投票、郵便投票、帰国しての不在者投票は含まない。)
 3. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

3表 参議院大分県選出議員補欠選挙 中間投票状況(選定投票所分)速報用紙

市町村名 第 回 時 分 現在

市町村	発行時刻		点検担当	受信時刻		点検担当		受信時刻		電算担当
	時	分		時	分	時	分	時	分	
	投票所									
	投票所									
	投票所									
	合計									

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、2表の選挙区別の合計欄の数と一致すること。
 2. 「投票票」は、小選挙区を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 3. 第7回20時00分現在の報告に関しては、選定投票所の投票区における選挙人のうち、期日前投票及び不在者投票を行った者の数を(D)欄に含めること。(選定投票所の閉鎖時刻を過ぎた後に行われた期日前投票及び不在者投票は、20時00分現在の報告において期日前投票及び不在者投票を含まないこと)
 なお、この取扱い、期日前投票及び不在者投票を適用している市町村内において、投票票等に記載する業数とは異なるので留意すること。

市町村 → 選挙本部

4表 参議院大分県選出議員補欠選挙 選挙当日有権者数速報用紙

市町村名

市町村	発行時刻		点検担当	受信時刻		点検担当		受信時刻		電算担当
	時	分		時	分	時	分	時	分	
	投票所									
	投票所									
	投票所									
	合計									

選挙当日有権者数(5.4.22現在)	補正登録者数(A)		抹消者数(B)		投票者数(C)		その他(D)		選挙当日有権者数(E)=(A)+(B)-(C)+(D)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
国内	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
在外	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注)1. 選挙当日有権者数は、2表の数値と一致すること。
 2. 補正登録者数は、2表の報告後、令和5年4月25日(選挙日)投票所閉鎖時刻までの間に補正登録を行った者の数であること。
 3. 抹消者数は、2表の報告後、令和5年4月25日(選挙日)投票所閉鎖時刻までの間に補正登録された者の数であること。
 4. 「投票者数」は、次のとおりである。投票者数は、選挙当日の投票者数を指す。
 ・「投票者数(国内)」は、令和5年4月25日(選挙日)投票所閉鎖時刻までの間に投票した者の数を指す。
 ・「投票者数(在外)」は、次のとおりである。投票者数は、選挙当日の投票者数を指す。
 ・「投票者数(在外)」は、次のとおりである。投票者数は、選挙当日の投票者数を指す。
 ・「投票者数(在外)」は、次のとおりである。投票者数は、選挙当日の投票者数を指す。
 5. 「選挙当日有権者数」は、5表の数値と一致すること。

5表 参議院大分県選出議員補欠選挙 投票結果速報用紙

市町村名

市町村	発行時刻		点検担当	受信時刻		点検担当		受信時刻		電算担当
	時	分		時	分	時	分	時	分	
	投票所									
	投票所									
	投票所									
	合計									

選挙当日有権者数(A)	投票者数(B)		棄権者数(C)=(A)-(B)		投票率(D)=(B)/(A)×100%	
	男	女	男	女	男	女
国内	()	()	()	()	()	()
在外	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、4表の数値と一致すること。
 2. 「投票票」は、小選挙区を四捨五入し、第2位まで出すこと。

市町村 → 選挙本部

6表 参議院大分県選出議員補欠選挙 開票状況速報用紙

市町村名

中間・確定 第 回 時 分 現在: 確定時刻 時 分

市町村	発行時刻		点検担当	受信時刻		点検担当		受信時刻		電算担当
	時	分		時	分	時	分	時	分	
	投票所									
	投票所									
	投票所									
	合計									

選挙区	得票数		無効投票数(D)	投票者数(C)=(A)+(B)	投票率(E)=(C)/(D)	得票数	投票者数	投票率
	(A)	(B)						
白坂あき	()	()	()	()	()	()	()	()
田た	()	()	()	()	()	()	()	()
あき	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

(注)1. 中間速報の得票数は、100票単位とし、100票未満の得票は切り捨てること。
 2. 中間速報の場合には、「候補者別得票数」、「得票数」、「投票者数」と及び「開票率」を報告すること。
 3. 「投票者数」は、5表の投票者数計算の数値を記載すること。
 4. 「開票率」は、小選挙区を四捨五入し、第2位まで出すこと。
 5. 「持帰り」その他に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上することを忘れないこと。

令和5年参議院大分県選出議員補欠選挙 開票所及び開票開始・確定見込時刻一覧

市町村名	開票所を設ける施設の名称	所在地	開始時刻	確定時刻
大分市	大分市大洲総合体育館大体育室	大分市青葉町	21:15	1:00
別府市	別府市民体育館	別府市大字別府3016番地の1	21:10	23:00
中津市	ダイハツ九州アリーナ	中津市大字大貞377番地1	20:45	23:30
日田市	日田市総合体育館	日田市大字求来里29番(田島3丁目)	21:00	23:15
佐伯市	佐伯市番匠体育館	佐伯市字剣崎6643番地3	20:30	22:30
臼杵市	臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪595番5	20:00	21:30
津久見市	津久見市民体育館	津久見市大字千怒5338番地	20:00	22:00
竹田市	竹田市総合福祉センター	竹田市大字会々1650番地	20:00	22:00
豊後高田市	豊後高田市高田庁舎2階コスモスホール	豊後高田市是永町39番地3	20:30	22:30
杵築市	杵築小学校体育館	杵築市大字杵築216番地	20:30	22:30
宇佐市	三和酒類スポーツセンター	宇佐市大字川部1571-1	20:30	22:30
豊後大野市	豊後大野市総合文化センター大ホール	豊後大野市三重町内田878番地	20:30	22:00
由布市	大分県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1314番地	20:30	22:30
国東市	アストくにさきアグリホール	国東市国東町鶴川136番地1	20:15	21:45
姫島村	姫島開発総合センター	東国東郡姫島村1569番地の1	20:00	21:00
日出町	日出町中央体育館	速見郡日出町3891番地2	20:30	22:00
九重町	九重町役場301会議室	玖珠郡九重町大字後野上8番地の1	20:00	21:00
玖珠町	くすまちメルサンホール	玖珠郡玖珠町大字岩室24番地の1	20:00	20:50

令和5年参议院大分県選出議員補欠選挙 開票見込表

県選管の 集計発表計画																			
発表現在時	発表時刻	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	白杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町
22:30	22:50	○	○	○	○	○	21:30	22:00	22:00	○	○	○	22:00	○	21:45	21:00	22:00	21:00	20:50
23:00	23:20	○	○	○	○	22:30			22:30	22:30	22:30	22:30							
23:30	23:50	○	23:00	○	23:15														
0:00	0:20	○		23:30															
0:30	0:50	○																	
1:00	1:20	○																	
1:30	1:50	1:00																	

※時刻は確定見込み。

5 時間別推定投票率に関する調

令和5年4月23日執行 参議院大分県選出議員補欠選挙 中間投票状況

(単位：%)

時刻	10:00			11:00			12:00			14:00			16:00			18:00			20:00		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大分市	6.75	4.41	5.49	10.39	7.99	9.10	13.26	11.31	12.21	16.78	14.97	15.81	21.14	18.85	19.91	25.09	22.94	23.94	38.23	36.43	37.26
別府市	6.81	4.72	5.65	11.89	9.70	10.67	14.61	12.84	13.63	19.38	17.02	18.07	23.16	20.77	21.83	26.81	24.51	25.54	49.77	53.49	51.84
中津市	6.95	5.54	6.24	10.93	10.55	10.74	13.42	13.49	13.46	16.91	16.55	16.73	20.14	20.21	20.18	23.88	24.15	24.02	42.83	48.28	45.56
日田市	10.15	7.87	8.93	15.55	13.39	14.40	20.11	18.67	19.34	26.26	24.61	25.38	31.01	29.89	30.41	35.17	34.65	34.89	56.52	57.28	56.93
佐伯市	6.21	4.22	5.13	8.88	7.31	8.03	12.12	10.40	11.19	15.28	13.65	14.40	18.22	16.30	17.18	20.89	18.69	19.70	40.59	39.41	39.95
臼杵市	5.77	3.98	4.80	9.59	7.65	8.54	12.75	10.35	11.46	16.13	13.19	14.54	19.46	16.34	17.77	22.38	18.90	20.50	45.49	44.06	44.72
津久見市	8.38	4.85	6.49	13.33	9.85	11.46	16.35	13.18	14.65	20.54	16.69	18.47	24.22	20.89	22.44	26.87	23.14	24.86	55.28	56.77	56.08
竹田市	7.41	4.84	6.01	11.10	8.38	9.62	13.07	11.12	12.01	16.28	13.39	14.71	19.24	15.81	17.38	22.54	18.38	20.28	55.74	51.70	53.55
豊後高田市	6.96	4.75	5.80	10.55	7.48	8.94	13.82	10.08	11.87	16.73	12.94	14.74	19.22	15.25	17.14	21.29	16.67	18.87	45.39	43.18	44.23
杵築市	7.33	4.97	6.11	11.21	8.57	9.85	14.13	10.97	12.50	18.37	14.60	16.42	21.59	17.65	19.55	25.07	20.72	22.83	41.53	38.87	40.16
宇佐市	10.77	7.71	9.17	15.97	12.41	14.11	19.60	15.89	17.66	24.61	20.35	22.38	29.26	24.50	26.77	33.28	28.01	30.52	58.18	56.68	57.39
豊後大野市	3.02	2.35	2.67	5.26	3.85	4.51	6.79	5.09	5.89	8.64	6.54	7.52	9.93	7.81	8.80	11.91	9.05	10.39	42.03	39.25	40.55
由布市	9.09	6.04	7.48	11.71	8.47	10.00	14.25	10.60	12.33	17.77	13.70	15.63	20.15	15.54	17.72	22.93	19.29	21.02	43.49	40.43	41.88
国東市	8.39	6.05	7.16	12.53	9.45	10.92	15.63	12.33	13.90	18.43	15.30	16.79	21.95	18.94	20.38	24.22	21.45	22.77	45.03	42.37	43.64
市計	7.15	5.00	6.01	11.12	8.84	9.90	14.01	11.82	12.84	17.79	15.25	16.44	21.17	18.56	19.78	24.40	21.64	22.93	46.76	46.34	46.54
姫島村	5.48	4.51	4.97	7.00	5.34	6.12	8.68	6.29	7.42	9.74	6.70	8.14	10.81	7.66	9.15	11.26	7.80	9.44	81.89	82.90	82.42
日出町	5.64	4.62	5.08	9.17	8.82	8.98	11.11	11.56	11.36	14.11	13.44	13.74	17.81	17.49	17.63	20.46	21.68	21.13	47.97	48.70	48.37
九重町	9.80	6.66	8.15	13.64	11.91	12.73	15.77	14.72	15.22	18.61	17.41	17.98	22.44	21.25	21.82	25.43	23.82	24.58	46.02	43.66	44.78
玖珠町	5.48	5.26	5.37	8.55	8.80	8.67	11.20	12.16	11.66	14.36	15.61	14.95	16.18	18.42	17.25	19.59	21.42	20.46	56.02	62.34	59.04
町村計	6.48	5.29	5.87	9.48	8.77	9.12	11.68	11.34	11.51	14.30	13.61	13.95	16.76	16.52	16.63	19.31	19.03	19.16	57.74	59.62	58.70
県計	7.11	5.02	6.00	11.01	8.83	9.85	13.86	11.79	12.76	17.56	15.15	16.28	20.88	18.43	19.58	24.06	21.47	22.69	47.49	47.16	47.31

前回	7.31
差	-1.31

前回	11.51
差	-1.66

前回	14.88
差	-2.12

前回	18.85
差	-2.57

前回	22.29
差	-2.71

前回	26.22
差	-3.53

前回	54.34
差	-7.03

※選定投票所における投票率
 ※前回は令和4年7月10日執行参議院比例代表選出議員選挙における投票率

6 開票時間の状況

市町村名	投票総数	開票事務従事者数	開票開始時刻	開票終了時刻	所要時間	前回所要時間	前回からの短縮時間
大分市	131,621	191	21:15	23:35	2:20	3:08	0:48
別府市	49,669	200	21:10	22:50	1:40	1:45	0:05
中津市	36,178	159	20:45	0:07	3:22	2:17	▲1:05
日田市	30,386	146	21:00	23:05	2:05	2:55	0:50
佐伯市	22,357	100	20:30	21:27	0:57	2:05	1:08
臼杵市	13,711	75	20:00	20:56	0:56	1:35	0:39
津久見市	8,024	60	20:00	21:00	1:00	0:56	▲0:04
竹田市	8,612	41	20:00	20:59	0:59	1:25	0:26
豊後高田市	7,983	58	20:30	21:07	0:37	1:10	0:33
杵築市	9,740	66	20:30	21:30	1:00	1:55	0:55
宇佐市	26,456	93	20:30	22:00	1:30	1:40	0:10
豊後大野市	12,656	66	20:30	21:42	1:12	1:18	0:06
由布市	11,200	62	20:30	21:29	0:59	1:50	0:51
国東市	9,967	57	20:15	20:58	0:43	1:10	0:27
姫島村	1,371	16	20:00	21:00	1:00	0:57	▲0:03
日出町	9,760	62	20:30	21:14	0:44	1:00	0:16
九重町	3,145	36	20:00	20:37	0:37	0:58	0:21
玖珠町	7,928	50	20:00	20:49	0:49	0:50	0:01

7 開票進捗状況調

発表 現在時	得票総数			候補者別得票数		開票率 (%)	確定市町村		
	確定	中間	計	白坂あき	吉田ただとも		市町村数	累計	市町村名
22 : 30	150,106	100,000	250,106	128,031	122,075	62.41	14	14	佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
23 : 00	198,034	125,222	323,256	166,284	156,972	80.66	1	15	別府市
23 : 30	227,256	154,000	381,256	189,784	191,472	95.13	1	16	日田市
0 : 00	356,940	34,500	391,440	195,866	195,574	97.67	1	17	大分市
0 : 40	391,903	0	391,903	196,122	195,781	100.00	1	18	中津市

注) 1.開票率 = 得票数計 (※) / 確定投票者数 × 100 (※) 開票結果確定時のみ「有効投票数 (= 得票総数) + 無効投票数 + 持帰り・その他」

8 開票状況

市町村名	開 票 率 (%)					確定時刻
	22 : 30	23 : 00	23 : 30	0 : 00	0 : 40	
大 分 市	23.55	60.78	97.25	100.00		23 : 35
別 府 市	60.40	100.00				22 : 50
中 津 市	27.64	44.23	71.87	95.36	100.00	0 : 07
日 田 市	95.44	96.17	100.00			23 : 05
佐 伯 市	100.00					21 : 27
臼 杵 市	100.00					20 : 56
津 久 見 市	100.00					21 : 00
竹 田 市	100.00					20 : 59
豊後高田市	100.00					21 : 07
杵 築 市	100.00					21 : 30
宇 佐 市	100.00					22 : 00
豊後大野市	100.00					21 : 42
由 布 市	100.00					21 : 29
国 東 市	100.00					20 : 58
姫 島 村	100.00					21 : 00
日 出 町	100.00					21 : 14
九 重 町	100.00					20 : 37
玖 珠 町	100.00					20 : 49

9 選挙管理委員会告示及び選挙長告示

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1>	令和五年 号外(八) 三月十四日 (火曜日)
目次	
選挙管理委員会告示 参議院大分県選出議員補欠選挙の争口の発着……………一	
○選挙管理委員会告示	
大分県選挙管理委員会告示第八号 令和五年二月十日公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）第一百二十二条第一項の規定による 参議院大分県選出議員補欠選挙の争口が定じた。 令和五年三月十四日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	

令和五年三月十四日

大分県報号外（選挙委員会）

1

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1>	令和五年 号外(七) 三月三十日 (木曜日)
目次	
選挙管理委員会告示 参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……一 参議院大分県選出議員補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被選挙資格の決定の基準となる日等……………一	
○選挙管理委員会告示	
大分県選挙管理委員会告示第二十号 令和五年四月二十三日執行予定の参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次により改めた。 令和五年三月三十日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 公職の候補者の立候補の届出があった日 ~~~~~	
大分県選挙管理委員会告示第二十号 令和五年四月二十三日執行予定の参議院大分県選出議員補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被選挙資格の決定の基準となる日を次により改定する日は、次のとおりである。 令和五年三月三十日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 一 被選挙資格の決定の基準となる日 令和五年四月五日。ただし、年制調整については、四月二十三日とする。 二 登録を行う日 令和五年四月五日	

令和五年三月三十日

大分県報号外（選挙委員会）

1

大分県報

令和五年
号外(三)
四月六日 (水曜日)

目次

選挙管理委員会告示

参議院大分県選出議員補欠選挙の執行……………二

参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式……………二

参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………二

参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法……………二

参議院大分県選出議員補欠選挙における政治活動用ボスタの確認の方法……………二

参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………二

参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………二

参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙長候補者の届出等に関する事務を行う場所……………三

参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………三

参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙運動に事する者に対し支給することができる賞状等の最高額等……………三

参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくしを行う場所及び日時……………三

参議院大分県選出議員補欠選挙における候補者の政見放送の日時を定めるくしを行う場所及び日時……………三

選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五法律第百号）第五十三条第一項の規定による参議院大分県選出議員補欠選挙を次のとおり執行する。
令和五年四月六日

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙期日 令和五年四月二十三日

二 選挙すべき議員の数 一人

大分県選挙管理委員会告示第四十五号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。
令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和五年四月二十三日執行

参議院大分県選出議員補欠選挙投票

意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

氏名
候補者

選挙管理委員会之印

備考

一 用紙はクリム色とし、黒色のインクで印刷する。

二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

三 大分県選挙管理委員会之印は、副交差とする。

四 点字投書である旨の表示は、その旨を印刷して置く方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。

五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「ふたぎしん」とする。

大分県報号外（選挙委告示）

一

大分県選挙管理委員会告示第四十六号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる不在者投票用紙及び投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。
令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会之印

二 投票用封筒（中）（一）選挙管理委員会之印

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。
令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会之印の副公式

大分県選挙管理委員会告示第四十八号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における政治活動用ボスタの確認の方法を次のとおり定めた。
令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 確認の方法

証紙を交付することにより行う。

二 交付する証紙の様式

令和5年執行
参議院議員補欠選挙
選挙区
選挙区番号
政治活動管理委員会

令和五年四月六日

備考

一 「第2区」には、衆議院（小選挙区選出）議員の大分県の選挙区の番号を記載し、「番号」には、連番を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第四十九号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。
令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和5年執行
参議院議員補欠選挙
選挙運動用ビラ
選挙区分番号
大分県選挙管理委員会

備考

一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第五十号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区分	住所	氏名
選挙長	大分市	角山光邦
選挙長職務代理者	大分市	曾根田英雄

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第五十三号**

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

四月六日

大分市大手町三丁目一番二号

大分県庁舎新館十四階 大会議室

四月七日以降

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部庶務課議室内

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第五十四号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番二号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和五年四月二十六日十時

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第五十五号**

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び労務者の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

一 鉄道賃（鉄道旅行について、路程に依り旅費運賃等により算出した実費額

令和五年四月六日

2 船賃（水路旅行について、路程に依り旅費運賃等により算出した実費額

3 車賃（陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に依り算出した実費額

4 宿泊料（食事料二食分を含む。）一晩につき二万二千円

5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円

6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円

2 超過勤務手当 一日につき二の一の額の払額

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃、船賃及び車賃（それぞれ一の二の五にそれぞれ掲げる額

2 宿泊料（食事料を除く。）一晩につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千円

3 専ら手紙通配のために使用する者 一日につき一万五千円

4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円

~~~~~

大分県選挙管理委員会告示第五十四号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和五年四月十七日十七時二十分

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第五十五号**

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙外（選挙委告示）

三

~~~~~

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番二号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和五年四月六日十七時四十分

令和五年四月六日

~~~~~

大分県選挙外（選挙委告示）

大分県選挙外（選挙委告示）

四



# 大分県報

令和五年  
号外(六)  
四月六日  
(木曜日)

## 目次

### 選挙長告示

参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時………  
参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時………

### ○選挙長告示

#### 参議院大分県選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるとき等を行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月六日

参議院大分県選出議員補欠選挙選挙長 角 山 光 邦  
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会  
二 日時 令和五年四月二十一日十時

#### 参議院大分県選出議員補欠選挙選挙長告示第二号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月六日

令和五年四月六日

参議院大分県選出議員補欠選挙選挙長 角 山 光 邦  
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会  
二 日時 令和五年四月二十五日十時

大分県報号外（選挙長告示）

# 大分県報

令和五年  
号外(五)  
四月六日  
(木曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を越え八十万以下の場合にあつてはその四十万を越える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を越える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）………  
参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額………

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条の規定による令和五年四月五日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を越え八十万以下の場合にあつてはその四十万を越える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を越える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年四月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 順

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数  
一八、九〇八八

令和五年四月六日

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を越え八十万以下の場合にあつてはその四十万を越える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を越える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
一一八、一八一八

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を越え八十万以下の場合にあつてはその四十万を越える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を越える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

|         |         |
|---------|---------|
| 大分市     | 三三、二七一人 |
| 別府市     | 三、五六一人  |
| 中津市     | 二、六七二人  |
| 山口市     | 一七、四八九人 |
| 佐伯市     | 一九、三九八人 |
| 臼杵市     | 一〇、五〇五人 |
| 津久見市    | 四、七三三人  |
| 竹田市     | 五、八〇〇人  |
| 豊後高田市   | 六、一四八人  |
| 杵築市     | 七、八五六人  |
| 宇佐市     | 一五、〇二一人 |
| 豊後大野市   | 九、七〇五人  |
| 山布市     | 九、三五一人  |
| 国東市・姫島村 | 八、一九六人  |
| 口山町     | 七、八〇二人  |
| 九重町・玖珠町 | 六、六六六人  |

#### 大分県選挙管理委員会告示第五十七号

令和五年四月二十三日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支

大分県報号外（選挙委員会告示）

出金額の制限額は、次のとおりである。  
 令和五年四月六日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 三、五、九、九〇、九〇〇円

（空白欄）

| <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">令和五年<br/>号 外 (六)<br/>四月六日<br/>(木曜日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <h2 style="font-size: 1.2em; margin: 0;">○選挙長告示</h2> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">参議院大分県選出議員補欠選挙選挙区告示<br/>       令和五年四月二十二日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における候補者として次のとおり届出があつた。なお、候補者が届出を行つたウェブサイトのアドレスは、別表のとおりである。<br/>       令和五年四月六日<br/>       参議院大分県選出議員補欠選挙選挙長 角 山 光 邦</p> |                 |              |                  |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------|------------------|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------------|-----------------|--------------|------------------|-----|-----------------------------------|--------------|---|---|--|
| <h3 style="font-size: 1.2em; margin: 0;">目次</h3>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |              |                  |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |
| <p>選挙管理委員会告示<br/>       参議院大分県選出議員補欠選挙における政見放送の日時……………</p> <p>選挙長告示<br/>       参議院大分県選出議員補欠選挙における候補者の届出……………</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |              |                  |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |
| <h3 style="font-size: 1.2em; margin: 0;">○選挙管理委員会告示</h3>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |              |                  |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |
| <p>大分県選挙管理委員会告示第五十八号<br/>       令和五年四月二十二日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。<br/>       令和五年四月六日<br/>       大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |              |                  |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:20%;">日本放送協会大分放送高</th> <th style="width:20%;">株式会社大分放送</th> <th style="width:20%;">株式会社テレビ大分</th> <th style="width:20%;">大分朝日放送株式会社</th> </tr> <tr> <th></th> <th>日 時</th> <th>H 時</th> <th>口 時</th> <th>口 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ</td> <td>四月十二日<br/>十八時四十分<br/>四月二十日<br/>七時三十分</td> <td>四月十八日<br/>十七時五十分</td> <td>四月十五日<br/>十五時</td> <td>四月十八日<br/>十二時五十四分</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>四月十四日<br/>七時三十分<br/>四月十九日<br/>十二時三十分</td> <td>四月十六日<br/>十五時</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> | 区分                                                                                                                                                                                                                                                                             | 日本放送協会大分放送高     | 株式会社大分放送     | 株式会社テレビ大分        | 大分朝日放送株式会社 |  | 日 時 | H 時 | 口 時 | 口 時 | テレビ | 四月十二日<br>十八時四十分<br>四月二十日<br>七時三十分 | 四月十八日<br>十七時五十分 | 四月十五日<br>十五時 | 四月十八日<br>十二時五十四分 | ラジオ | 四月十四日<br>七時三十分<br>四月十九日<br>十二時三十分 | 四月十六日<br>十五時 | / | / |  |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 日本放送協会大分放送高                                                                                                                                                                                                                                                                    | 株式会社大分放送        | 株式会社テレビ大分    | 大分朝日放送株式会社       |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 日 時                                                                                                                                                                                                                                                                            | H 時             | 口 時          | 口 時              |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |
| テレビ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 四月十二日<br>十八時四十分<br>四月二十日<br>七時三十分                                                                                                                                                                                                                                              | 四月十八日<br>十七時五十分 | 四月十五日<br>十五時 | 四月十八日<br>十二時五十四分 |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |
| ラジオ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 四月十四日<br>七時三十分<br>四月十九日<br>十二時三十分                                                                                                                                                                                                                                              | 四月十六日<br>十五時    | /            | /                |            |  |     |     |     |     |     |                                   |                 |              |                  |     |                                   |              |   |   |  |

| 届出受理番号 | 届出年月日    | 届出の別 | 候補者氏名  | 本籍  | 住所     | 年齢   | 党派    | 職業   |
|--------|----------|------|--------|-----|--------|------|-------|------|
| 1      | 令和五年六月五日 | 届本出人 | 白坂あき   | 大分県 | 東京都江川区 | 五十六歳 | 自由民主党 | 会社役員 |
| 2      | 令和五年六月五日 | 届本出人 | 吉田ただとも | 大分県 | 大分県大分市 | 六十七歳 | 立憲民主党 | 無職   |

別表

参議院大分県選出議員補欠選挙候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

| 届出受理番号 | (ふりがな) 候補者氏名 | 選挙運動用ウェブサイト等アドレス                                                      |
|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1      | 白坂あき         | <a href="http://shirasakaaki.jp">http://shirasakaaki.jp</a>           |
| 2      | 吉田ただとも       | <a href="https://note.com/tadatomo11">https://note.com/tadatomo11</a> |

|                                                                                                                |  |                         |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------|-------|
| <h1 style="text-align: center;">大分県報</h1>                                                                      |  | 令和五年<br>号外(七)<br>四月二十六日 | (水曜日) |
|                                                                                                                |  | 目次                      |       |
| 選挙管理委員会告示<br>参院大分県選出議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名……………一                                                                 |  |                         |       |
| <b>○選挙管理委員会告示</b>                                                                                              |  |                         |       |
| 大分県選挙管理委員会告示第六十三号<br>令和五年四月二十三日執行の参院大分県選出議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりである。<br>令和五年四月二十六日<br>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 |  |                         |       |
| 住 所                                                                                                            |  | 氏 名                     |       |
| 大分県津久喜郡石城二丁目二番一六二〇六号                                                                                           |  | 中山 亜 紀                  |       |

令和五年四月二十六日

大分県選挙外(選挙委員会)

一